

新潟県河川法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年1月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第1号

新潟県河川法施行細則の一部を改正する規則

新潟県河川法施行細則（昭和40年新潟県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(申請書等の写しの提出部数)</p> <p>第3条 省令別表第1から別表第3までの規定による許可、<u>登録</u>、承認若しくは完成検査の申請書又は届出書の写しは、次の表に掲げる部数を提出しなければならない。ただし、必要があると認める場合は、この部数を増加することがある。</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(申請書等の写しの提出部数)</p> <p>第3条 省令別表第1から別表第3までの規定による許可、承認若しくは完成検査の申請書又は届出書の写しは、次の表に掲げる部数を提出しなければならない。ただし、必要があると認める場合は、この部数を増加することがある。</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(許可申請書等の経由)</p> <p>第4条 法、政令又は条例の規定による許可、<u>登録</u>、承認、完成検査若しくは裁定の申請、届出又は意見の申出のうち知事に対するものは、所轄の地域振興局を経由して提出しなければならない。</p>	<p>(許可申請書等の経由)</p> <p>第4条 法、政令又は条例の規定による許可、承認、完成検査若しくは裁定の申請、届出又は意見の申出のうち知事に対するものは、所轄の地域振興局を経由して提出しなければならない。</p>
<p>(流水占用料等の納入)</p> <p>第6条 条例第5条第1項に規定する流水占用料等（以下「流水占用料等」という。）は、<u>同項第1号</u>に規定する発電水利使用料（以下「発電水利使用料」という。）にあつては知事が発行する納入通知書により、その他の流水占用料等にあつては地域振興局長が発行する納入通知書により毎年度その指定する期限までに納入しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(流水占用料等の納入)</p> <p>第6条 条例第1条に規定する流水占用料等（以下「流水占用料等」という。）は、<u>条例第2条第1項第1号</u>に規定する発電水利使用料（以下「発電水利使用料」という。）にあつては知事が発行する納入通知書により、その他の流水占用料等にあつては地域振興局長が発行する納入通知書により毎年度その指定する期限までに納入しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。